平成２３年（へ）第９６号
神奈川県横浜市神奈川区守屋町３丁目９番地
申立人　ブルカー・エイエックスエス株式会社
代表者代表取締役　植木　定雄
申立人代理人弁護士　加藤　義明
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＡ83518
金額　550,935円
支払期日　平成23年２月28日
支払地　東京都渋谷区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行東恵比寿支店
振出日　平成22年10月29日
振出地　東京都渋谷区
振出人　竹田理化工業株式会社　代表取締役社長　竹田　拓人
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第９７号
宮城県多賀城市明月２丁目１番25号
申立人　株式会社ホイスト機工
代表者代表取締役　白鳥　允
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＫ271410
金額　157,500円
支払期日　平成23年５月10日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行虎ノ門支店
振出日　平成22年11月30日
振出地　東京都港区
振出人　安全自動車株式会社　取締役社長　中谷　宗平
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第９９号
埼玉県日高市高萩東１丁目25番３号
申立人　猪狩　豊子
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　90350―2251
金額　4,000,000円
支払人　株式会社ゆうちょ銀行本店
支払地　東京都千代田区
振出日　平成23年１月27日
振出地　埼玉県日高市
振出人　株式会社ゆうちょ銀行日高下高萩郵便局　局長　田中　英行
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１００号
神奈川県厚木市愛甲1239番地
申立人　旭商事株式会社
代表者代表取締役　長井　賢
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＷ01128
金額　1,175,538円
支払期日　平成23年９月30日
支払地　東京都台東区
支払場所　株式会社常陽銀行上野支店
振出日　平成23年４月30日
振出地　神奈川県厚木市
振出人　旭商事株式会社　代表取締役会長　長井　賢
受取人　株式会社ＳＤＳ
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１０６号
東京都小金井市前原町４丁目11番８号
申立人　渡辺紙器工業株式会社
代表者代表取締役　渡辺　敏男
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＭ69723
金額　804,195円
支払期日　平成23年７月20日
支払地　東京都江東区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行亀戸支店
振出日　平成23年２月28日
振出地　埼玉県南埼玉郡白岡町
振出人　エスイー朝日株式会社　代表取締役　大津　哲夫
受取人　有限会社東洋産業
裏書人　有限会社東洋産業　代表取締役　清水　克祐
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２号
福島県郡山市富久山町久保田字古町２番地の８　エクレール郡山２―603号
債務者　小林　次子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　涼子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
福井県小浜市遠敷７丁目304番地
債務者　鮮魚・惣菜かねまつこと　兼松　正宏
１　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１２１１号
札幌市南区澄川３条４丁目７番39号
債務者　新村　実晴
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝池　俊輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
岩手県奥州市胆沢区若柳字上土橋53番地
債務者　高橋八重子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９７６号
熊本市鹿子木町132番地１
債務者　内田　悠介
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　修英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２７号
埼玉県新座市東北１丁目８番20号　サンライズヒルズ103号室
債務者　正木　宏
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長野県松本市大字笹賀7438番地　県営住宅168号
債務者　山﨑　勝
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙松寿美枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
長野地方裁判所松本支部